

特定非営利活動法人ジョイナス 代表者 殿

宮城県環境生活部長



市民への説明の要請について（通知）

貴法人に関する外部からの情報提供を受け、これまでに貴法人から提出された事業報告書等を当部共同参画社会推進課において精査した結果、下記1の事実が確認されました。

つきましては、下記2に掲げる事項について、別添の「宮城県における『特定非営利活動促進法の運用方針』」に基づき、下記3により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、宮城県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び宮城県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、宮城県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 確認された事実

貴法人は、平成15年10月29日に旧中新田町体育協会からNPO法人ジョイナス設立準備委員会に引き継がれた中新田町体育協会スポーツ振興基金（以下「スポーツ振興基金」という。）をNPO法人の設立の認証（平成16年3月22日）と同時に取得し、以後、特別会計という形態で貴法人の資産として管理・運用等しているにもかかわらず、これまで計算書類及び財産目録等に計上していない。このことは、法第27条第3号に違反するおそれがある。

2 説明していただきたい事項

- (1) 上記1に記載した事実の有無、事実誤認等がある場合はその内容
- (2) スポーツ振興基金を引き継ぐことになった経緯
- (3) 特別会計について
 - ア 特別会計の目的及び貴法人が行う事業との関連性
 - イ 通常の会計（特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関する会計）から区分して管理している理由
 - ウ 計算書類及び財産目録に資産として計上していない理由
 - エ 特別会計の収入・支出の状況、用途及び期末残高（各事業年度）
 - オ 監査の実施状況及び通常社員総会における審議の状況
- (4) 事業年度末日から2か月以内にしなければならない資産の総額に係る登記の状況（法第7条、組合等登記令第2条第2項第6号及び第3条第3号関係）
- (5) 会計処理等の適正化に向けた今後の対応及び改善策等

3 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。

〔例〕

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成27年4月23日（木）

(3) 共同参画社会推進課への書面送付期限

平成27年4月30日（木）※必着

4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部共同参画社会推進課

【参考】

◎特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（会計の原則）

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第1項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

【連絡先】

共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
電話：022-211-2576／FAX：022-211-2392
E-mail：kyoshan@pref.miyagi.jp

特定非営利活動法人ジョイナス 理事長 田中 安友 殿

宮城県環境生活部長



市民への説明の要請について（通知）

貴法人に関する外部からの情報提供を受け、これまでに貴法人から提出された事業報告書等を当部共同参画社会推進課において精査した結果、下記1の事実が確認されました。

つきましては、下記2に掲げる事項について、別添の「宮城県における『特定非営利活動促進法の運用方針』」に基づき、下記3により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、宮城県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び宮城県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、宮城県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 確認された事実

貴法人は、平成15年10月29日に旧中新田町体育協会からNPO法人ジョイナス設立準備委員会に引き継がれた中新田町体育協会スポーツ振興基金（以下「スポーツ振興基金」という。）をNPO法人の設立の認証（平成16年3月22日）と同時に取得し、以後、特別会計という形態で貴法人の資産として管理・運用等しているにもかかわらず、これまで計算書類及び財産目録等に計上していない。このことは、法第27条第3号に違反するおそれがある。

2 説明していただきたい事項

- (1) 上記1に記載した事実の有無、事実誤認等がある場合はその内容
- (2) スポーツ振興基金を引き継ぐことになった経緯
- (3) 特別会計について
 - ア 特別会計の目的及び貴法人が行う事業との関連性
 - イ 通常の会計（特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関する会計）から区分して管理している理由
 - ウ 計算書類及び財産目録に資産として計上していない理由
 - エ 特別会計の収入・支出の状況、使途及び期末残高（各事業年度）
 - オ 監査の実施状況及び通常社員総会における審議の状況
- (4) 事業年度末日から2か月以内にしなければならない資産の総額に係る登記の状況（法第7条、組合等登記令第2条第2項第6号及び第3条第3号関係）
- (5) 会計処理等の適正化に向けた今後の対応及び改善策等

3 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。

〔例〕

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成27年4月23日（木）

(3) 共同参画社会推進課への書面送付期限

平成27年4月30日（木）※必着

4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

【参考】

◎特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（会計の原則）

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第1項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

【連絡先】

共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

電話：022-211-2576 / FAX：022-211-2392

E-mail：kyoshan@pref.miyagi.jp